

## 【持続化給付金に関するお知らせ】 支援対象が拡大されます。

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人、個人事業者に対して、事業全般に広く使える持続化給付金が支給となります。この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たな対象とします。

- ・ 1. 主たる収入を「雑所得・給与所得」で確定申告をした個人事業者
- ・ 2. 2020年1月～3月の間に創業した事業者

※どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。

従来の申請と比べ、提出する書類が変わります。

- ・ 給付額 1. 最大100万円 (注) 対象月：売上等が▲50%以上の月  
(式)前年の収入\* - (対象月に収入\* × 12ヶ月)  
\*業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります
- 2. 中小法人等最大200万円、個人事業者等最大100万円

- ・ 申請方法、申請開始日

新たな対象となった方の申請は6月29日より受付開始

申請は、WEB・スマホから電子申請(全国に設置した申請サポート会場でも可能)

- ・ 要件 以下の条件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思がある。(※確定申告で事業収入あり⇒現行制度で申請)
- (2) 今年の対象月に収入が昨年の月平均収入に比べ50%以上減少している。
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない。

- ・ 必要書類 申請時には以下の書類を提出してください。

- (1) 前年分の確定申告
- (2) 今年の対象月に収入が分かる書類(売上台帳等)
- (3) (1)の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
  - ①業務委託等の契約書の写し 又は 契約があったことを示す申立書
  - ②支払者が発行した支払調書 又は 源泉徴収票
  - ③支払いがあったことを示す通帳の写し※①～③の中からいずれか2つを提出(②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)
- (4) 国民健康保険証の写し
- (5) 振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

※詳しいことは佐倉市役所2階の特設コーナーにお問い合わせください。

### 詳細情報はコチラ

本資料でご紹介した内容の詳細は、HPにてご案内しております。

1 申請要領(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)

2 申請要領(中小法人等向け、個人事業者等向け)をご確認ください。



#### 申請サポート会場

全国に設置したサポート会場で、電子申請をサポートします。  
設置箇所・予約方法については、持続化給付金事務局HPをご確認ください。



#### 持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570、[IP電話専用回線] 03-6831-0613

※受付時間 8:30~19:00 6月(毎日)・7月~12月(土曜日を除く日から金曜日)